

廃棄物の排出削減

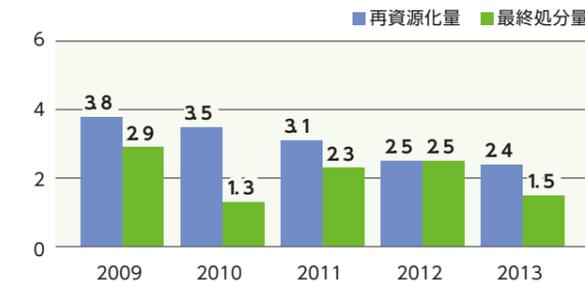
産業廃棄物の排出削減に努めると同時に、廃棄物の処分が適正に行われるように管理の徹底に努めています。外部に委託処理する場合は、廃棄物の移動量、行先などを産業廃棄物管理票(マニフェスト)で確認し、必要に応じて現地に出向き、最終処分に至るまで監視を行っています。

産業廃棄物としては反応過程から排出される排水が大部分を占め、現在は社内にて燃焼により処理を行っています。固形物については、発生した汚泥を道路の路盤材やセメントの原料として再利用するなどを行い最終処分量の削減にも努め、名古屋工場では2013年度にゼロエミッションを達成しました。

■ 発生量 [千トン]



■ 再資源化量/最終処分量 [千トン]



環境と生物多様性保全への取り組み

「工場立地法」の制定(昭和48年)以前から稼働している工場であるため、現在の条例や法で求められている緑化率は満たしていませんが、場内の遊休地や駐車場の緑地化等取り組みを実施し、少しでも緑地を確保し、緑化率の向上に努めています。

■ 工場緑化率

袖ヶ浦工場	15%
埼玉工場	15%
富山工場	11%
名古屋工場	7%
小野田工場	10%

地域の環境保護ボランティア活動にも積極的な参加をしています。2009年以降、東京都が進める「海の森」プロジェクトの植樹イベントにグループ会社の日産緑化とともに継続して参加しています。



海の森プロジェクトへの参加

顧客対応

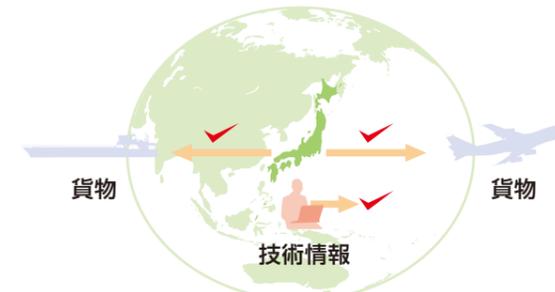
当社の製品を使用するお客様が安心して使えるように様々な取り組みを行っています。

製造物責任(PL)対応

当社は、製品の安全性を確保し製品事故を未然に防止するため、研究開発段階から製品製造、消費、廃棄に至るまで、より信頼性の高い製品をお客様に提供しています。

安全保障輸出管理

国際社会では、安全保障貿易管理の重要性がより高まっています。国際的な平和・安全の維持に貢献するために、外為法等の遵守と適切な輸出管理を目的とする輸出管理内部規程(CP)を制定し、社長直属の組織として「安全保障輸出管理委員会」を設置しました。環境安全・品質保証部長を委員長として、輸出関連法規の遵守とCPの確実な運用管理と統制を実施しています。



製品安全

2007年6月にヨーロッパの新しい化学物質規制REACH*1が施行されました。このREACH規制では化学物質について、その危険性・有害性情報に加え、お客様のEUにおける用途・取扱量などの情報を収集し、登録する必要があります。日産化学では2008年に予備登録を完了し、2010年度は輸出量の多い製品について本登録を完了しました。また、2009年に施行されたCLP規則(物質および混合物の分類・表示および包装に関する規制)にも対応、遵守しています。

当社では、製品を使用する際の安全確保のために、国内では全ての化学品・電子材料製品に対してGHS*2に対応した安全データシート(SDS)を提供するとともに、容器に警告表示ラベルを貼付しています。輸出品についても、輸出先国の規制に対応して、その国の公用語によるGHS版SDSやラベルの作成を進めています。



■ GHS対応安全データシート(SDS)

(用語解説)
*1 REACH(Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals): 人の健康と環境の保護のため、EU域内で実施される新しい化学物質管理規制。
*2 GHS(Global Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals): 化学品の分類および表示に関する世界調和システム。

Topics

日産バイオパーク西本郷が日本化学工業協会第3回「RC賞」大賞を受賞

富山工場は、一般社団法人 日本化学工業協会(日化協)が主催する「レスポンスブル・ケア賞(RC賞)」の、RC大賞を受賞しました。RC賞は化学企業におけるレスポンスブル・ケア活動のさらなる発展と拡大を図るため、優れた功績あるいは貢献が認められた事業所、工場、部門、グループまたは個人を表彰するもので、2013年度で第3回を数えます。

富山工場では、敷地に隣接する遊休地(約6,500㎡)を生物空間(ビオトープ)として整備し、「日産バイオパーク西本郷」という名称の公園として地域に開放しています。地域に憩いの場を提供するに留まらず、地域固有種であるメダカや放流、自然解説員に認定されたOB社員による近隣小学生への説明会、地域住民と合同での花畑の維持管理活動等により、生物多様性の重要性を学ぶ場として地域と会社とが一緒になった一連の取り組みが審査では高く評価され、今回の大賞受賞に至りました。これからも地域社会の一員として社会貢献活動を積極的に推進していきたいと考えております。



Topics

JISマーク表示制度にてアドブルー®が認証取得

JISマーク表示制度は、国に登録された機関から認証を受けて製品又はその包装等にJISマークを表示することができる制度です。認証を受けるためには、製品試験と品質管理体制の厳しい審査をパスする必要があります。2014年4月、当社はアドブルーの製造拠点4箇所での認証を取得しました。

アドブルーは排ガス浄化技術である「尿素SCRシステム」に使用される高品位尿素水であり、ディーゼル車の排ガスに噴射することで、NOx(窒素酸化物)を無害な窒素と水に分解します。自動車の排ガス規制の強化、品質への要求に対応してまいります。

